



騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定

平成 24 年 3 月 30 日

告示 第 40 号

騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 3 条第 1 項の規定に基づく規制地域及び同法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和 43 年厚生省、建設省告示第 1 号)別表に基づく指定区域並びに騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令(平成 12 年総理府令第 15 号)の備考に基づく区域を次のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 3 月 30 日

浦添市長 儀間 光男



- 1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域は、第 1 表の右欄に掲げる地域とする。
- 2 特定工場等において発生する騒音の規制基準は、第 2 表の左欄に掲げる区域の区分に従い、当該右欄に掲げるとおりとする。
- 3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第 1 号の規定により市長が指定する区域は、第 1 表の右欄に定める区域のうち、次の各号に掲げる区域とする。
 - (1) 第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域
 - (2) 第 4 種区域のうち、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内
- 4 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の備考により市長が定める区域は、平成 24 年浦添市告示第 39 号(騒音に係る環境基準の地域類型の指定)の表の A 類型区域を a 区域とし、B 類型区域を b 区域とし、C 類型区域を c 区域とする。

第1表

左欄	右欄				備考
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	
浦添市	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域付表の1の地域	第1図のうち実線で表示した区域

備考

- この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。
- 規制する地域の詳細図面は、浦添市環境保全課に備え置き、閲覧に供する。

付表

浦添市	1	浦添市の地域のうち、牧港三丁目及び字西原の各一部
-----	---	--------------------------

第2表

左欄	右欄		
	昼間 (午前8時から午後7時まで)	朝夕 (午前6時から午前8時まで午後7時から午後9時まで)	夜間 (午後9時から翌日の午前6時まで)
第1種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第3種区域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

備考

- 1 左欄の第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ第1表の右欄に掲げる区域をいう。
- 2 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する第3項第2号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。

(図省略)